令和６年度歳末たすけあい募金配分金

子どもの居場所づくり助成事業募集要項

**１　助成金の趣旨・目的**

　近年、我が国では、子どもの貧困や孤立が増加しており、困難を抱える子どもたちの環境はますます厳しくなっています。

　そのため八幡市社会福祉協議会では、子どもの健全な育成を支援するため、様々な形で子どもの居場所づくりに取り組んでいる団体に対して助成する事業を実施します。

　なお、この助成事業の財源は、歳末たすけあい募金を活用しています。

**２　対象となる団体**

（１）子どもの居場所づくりについて、八幡市民が主体となって自発的に取り組んでおり、営利を目的としない団体。

　　　※法人格の有無は問わない。

　　　※宗教活動、政治活動、選挙活動を目的とする団体、政党を推薦支持、反対することを目的とした団体、又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体は除く。

（２）団体の事務を行う場所を八幡市内に有すること。

（３）団体として責任者が明確であり、独立した経理を行っていること。

**３　対象となる事業**

　○令和６年１２月１日から令和７年３月３１日までの間に実施する子どもの居場所づくり等を支援する事業。（八幡市内において実施する、子ども食堂、学習支援、プレイパーク等、子どもの居場所づくりを目的とした取組であること。）

　○主な利用者はおおむね１８歳未満の地域の子ども・若者であること。

　○原則、２か月に１回以上、１回あたり２時間以上事業を実施し、１年以上の継続的な活動を見込むこと。

　○事業実施時においては、常駐できる責任者及び活動の補助等ができるスタッフ を１名以上配置し、こども食堂の運営や、学習支援、プレイパーク等の居場所づくり活動を行うこと。

※本申請と同じ事業に対し、他団体から補助金、助成金、その他の助成を受けている場合も対象となります（予定を含む）。

**４　対象となる経費**

　○子どもの居場所づくりに要する費用

　　（給食材料費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、通信運搬費、旅費交通費、光熱水費、燃料費会議費、諸謝金など、事業に直接・間接に必要な経費）

**５　助成金額**

　○１団体４万円を上限として助成します。

**６　助成団体数**

　○３団体を予定。

**７　応募期間**

　○令和６年１０月１日（火）～１０月３１日（木）※必着

**８　応募方法**

（１）応募用紙

　　　八幡市社会福祉協議会ホームページからダウンロードできます。

　　　⇒本会ホームページ　 http://yawata-shakyo.or.jp/

（２）提出方法

　　　下記書類を持参又は郵送してください。（ファックス、Ｅメールは受理しません。）

　　　また、提出書類や団体資料等は返却しませんので、必ずコピーを取っておいてください。

（３）提出先：八幡市社会福祉協議会

【提出書類】

①助成金交付申請書　　　　　　　　　　　　　　　　（様式１）

②事業計画書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（様式２）

③収支予算書（見積書等がある場合には写しを添付）　（様式３）

④団体概要（パンフレット等がある場合には添付）　　（様式４）

**９　選考及び通知**

　○助成金は、次の審査基準等を総合的に勘案して選考します。

　　なお、選考は事務局による審査を行い、助成団体・金額の決定を行い、各申請団体あてに結果を１１月中旬までに書面でお知らせします。

【審査基準】

・地域の福祉ニーズを捉えているか。

・団体及び事業に継続性があるか。

・他からの支援状況はどうか。

**１０　助成金の交付**

　○交付が決定した団体からの請求「子どもの居場所づくり助成金請求書（様式９）」により、銀行振込により交付します。

※助成金の交付を受けた団体は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ当該帳簿及び証拠書類を助成事業年度終了後５年間保管してください。

**１１　事業の変更・中止・廃止**

　○事業の内容を変更、中止、廃止する場合は、「子どもの居場所づくり助成事業（変更・

　　中止・廃止）申請書（様式５）」により申請してください。

**１２　活動･事業報告書の提出**

　○助成金の交付を受けた団体は、当該年度の終了後１か月以内に次の書類を提出してください。

【提出書類】

①実績報告書　　　　　　　　　　　　　（様式６）

　②事業実績書　　　　　　　　　　　　　（様式７）

　③収支決算書（領収書等の写しを添付）　（様式８）

　④その他事業実績の参考となる資料　　　（成果品、写真等）

なお、事業実績書については内容を確認しますので、あらかじめ領収書、若しくは帳簿

にて整理しておいてください。

※助成金に残額が生じた場合等は、返還が必要になりますのでご了承ください。

**１３　助成金の返還義務**

　○正当な理由がなく次のいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部につき、金額及び期日を指定して返還していただきます。

　　（１）偽りその他不正な手段により、助成金の交付を受けたことが判明したとき

　　（２）助成金を対象活動又は対象経費以外に使用したとき

　　（３）対象活動を中止したり、縮小したり、完了できないとき

　　（４）事業規模の縮小により助成金の交付済額に不用額が発生したとき

**１４　スケジュール**

・社協だより９月号掲載　　　　　　　９月１５日

・八幡市社協ＨＰ掲載・応募用紙配布　９月下旬～

・申請期間　　　　　　　　　　　　　１０月１日～１０月３１日

・選考　　　　　　　　　　　　　　　１１月上旬

・助成金交付決定

・請求書提出　　　　　　　　　　　　１１月中旬

・助成金交付

・事業の実施　　　　　　　　　　　　～令和７年３月３１日まで

・助成金事業実績報告書提出　　　　　令和７年４月末日

**１５　そ　の　他**

（１）助成決定した団体については、本会ホームページ等の広報媒体で公表しますのでご承知おきください。

（２）助成を受けた団体は、「子どもの居場所づくり助成事業」を多くの方々に知っていただくために、助成を受けた旨を成果物や印刷物等に記載してください。

**１６申請書の提出・問い合わせ先**

社会福祉法人八幡市社会福祉協議会

〒６１４－８０２２　八幡市八幡東浦５番地

ＴＥＬ　０７５－９８３－４４５０　　ＦＡＸ　０７５－９８３－５７９８

本会ホームページ　http://yawata-shakyo.or.jp/